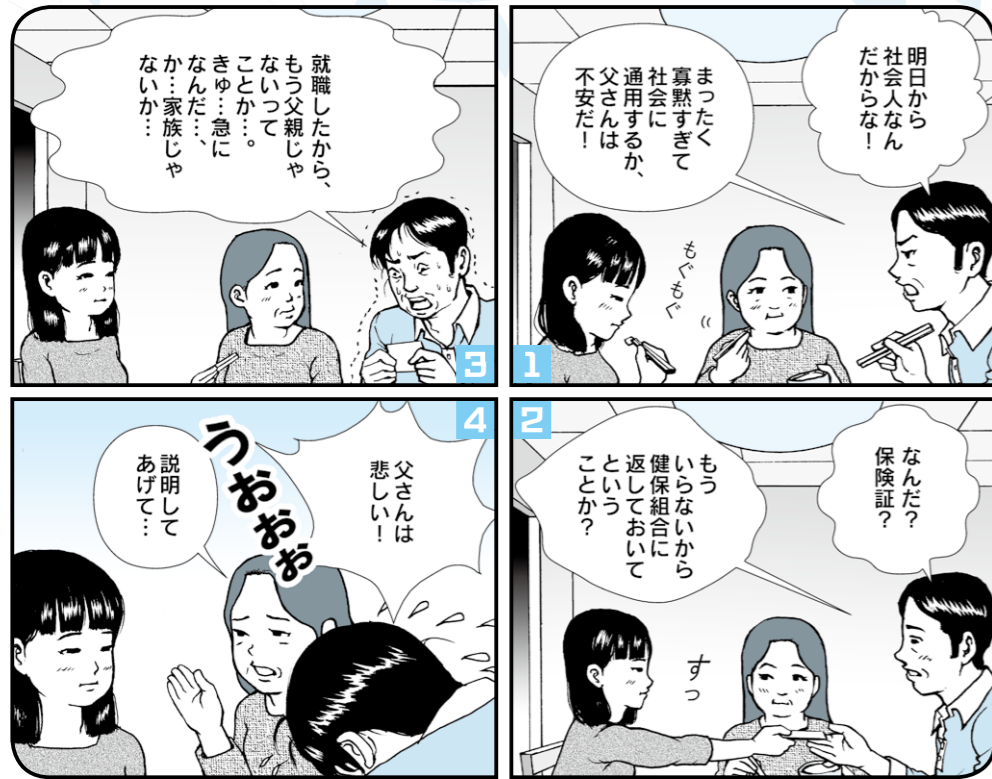


こんな勘違いをいませんか？



「家族だから」だけでは認められません！
健保組合の被扶養者資格は、



健保組合の被扶養者は、保険料を負担することなく、健康保険に加入できるという大きなメリットがあります。しかし、誰でも被扶養者になれるわけではありません。75歳未満で被保険者の3親等内の親族であることに加え（一部に同居条件あり）、**主として被保険者の収入によって生活していることが必要です。**

主として被保険者の収入によって生活していなければ、被扶養者にできません

被扶養者となるための収入基準は、対象のご家族の年間収入が130万円（60歳以上または障害厚生年金を受けることのできる程度の障害者の場合は180万円）未満で、同居の場合は被保険者の収入の2分の1未満であること、別居の場合は被保険者の仕送り額より少ないことです。この年間収入は、過去1年間の実績の収入ではなく、今後1年間の見込みの収入であることにご注意ください。
 また、配偶者（内縁可）、子、孫、弟妹、父母など直系尊属以外の場合は、同居が条件となります。
 どのような場合でも、主として被保険者の収入によって生活していることが前提条件です。なお、被扶養者として申請できる被保険者が複数いるケースもありますが、その場合は、主にどの被保険者の収入によって生活しているかを踏まえ、判断されます。

平成 **27** 年度

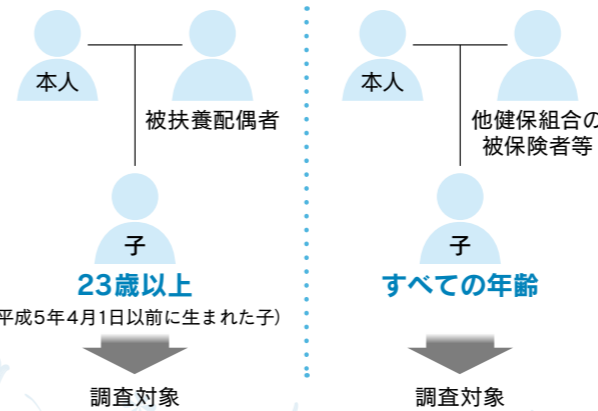
健康保険被扶養者資格確認「部分調査」を実施いたします

健保組合は、法律（健康保険法施行規則第50条）により、毎年、被扶養者資格の確認を行うことができます。

被扶養者資格確認調査は、被扶養者となった方がその後も被扶養者の認定基準を満たしているかどうか確認するための調査です。就職や結婚等で被扶養者の資格を失ったにもかかわらず、手続きを忘れていない方が少なくありません。健保組合では、こうした手続きもれに対応するため、この調査を毎年実施しています。今年度は子・孫を対象とした「部分調査」となります。

本来、被扶養者資格のない方が加入したままになっていると、健保組合にとって重い負担となっている高齢者医療への納付金が多く算出され、不要な支出をすることにもつながります。

- 実施時期**
平成27年7月
- 調査対象者**
子・孫を被扶養者としている被保険者
- 調査要領**
調査対象となる被扶養者がいる方には、「健康保険被扶養者資格確認調査書」をWEBまたは紙面（事業所経由）で配付いたします。概要は改めてご連絡いたします。
- 提出期限**
調査書配付（WEBまたは紙面）⇒ **7月2日**
事業所人事・総務提出期限 ⇒ **7月24日（厳守）**



*平成27年4月1日以降に認定された被扶養者⇒調査対象外

被保険者の皆様には資格確認調査書のほか、必要証明書類を提出していただくことになり、費用負担やお手数をおかけいたしますが、何とぞご理解とご協力をお願いいたします。

*平成27年度 健康保険被扶養者資格確認調査の詳細は、健保ホームページに掲載しております。

平成26年10月実施 **被扶養者資格確認調査** 結果報告

調査結果 【父母、兄弟姉妹】

● 対象被保険者数	182名	(在籍被保険者数 25,244名)
● 対象被扶養者数	194名	● 不適格資格喪失被扶養者数 17名
		収入超過 6名
		扶養異動（同居の家族の方が収入が多いため） 3名
		仕送り額が少ないため 3名
		その他 5名